平成２６年（フ）第１０１号
静岡県富士宮市万野原新田3419番地の18　メゾンＡＺ１号室
債務者　土屋　公彦
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６９号
愛知県一宮市八幡２丁目６番17号　塚越マンション315号
債務者　東松　紀子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９４号
愛知県岡崎市筒針町字元流145番地　東レ筒針寮、前住所愛知県岡崎市矢作町字出口１番地　葵寮
債務者　佐々木震泰
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
京都府京丹後市峰山町荒山2236番地
債務者　東良　和美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第３８号
京都府与謝郡与謝野町字弓木1459番地９　山添アパート２号
債務者　後藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２２７号
神奈川県伊勢原市高森台１丁目８番16号、前住所東京都町田市旭町３丁目20番11号　フォーラム旭町303
債務者　熊谷　聖美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６３号
相模原市南区栄町２番13号　足立ハイツ200
債務者　富永美佐子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７５号
神奈川県座間市相模が丘１丁目29番９―305号　メゾン足立
債務者　花田　義一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１８９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目15番９号　ジュネパレス座間第７―103号
債務者　茅場　恵美
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３０号
愛知県一宮市三ツ井２丁目20番13号
債務者　福山　　弘
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４４号
山口県周南市瀬戸見町10番９―412号
債務者　和田百合子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第９４６号
愛知県あま市中萱津足川53番地　スペリア甚目寺Ｉ502号
債務者　木村　繁夫
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７号
長崎県長崎市辻町25番15号　カーサベルデ203号、旧住所長崎県長崎市夫婦川町７番29号
債務者　樋口　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市字松川387番地３　ローズマンション106
債務者　野崎　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７２号
北海道苫小牧市字勇払144番地の10　南４号棟304
債務者　一野坪　亮
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地17号棟104
債務者　下郡山豊城
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
仙台市泉区野村字新林田１番地
債務者　山口　秀人
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係